別記第１号様式　その２　（請負）

委　託　契　約　書

北海道（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約する。

（委託業務）

第１条　甲は、高性能・新機能を有する木材人工乾燥装置設計・製作委託業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（処理の方法）

第２条　乙は、別紙委託業務処理要領（以下「要領」という。）により委託業務を処理しなければならない。

２　前項の要領に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

３　乙は、この契約締結後速やかに、要領に基づき、業務処理計画書を提出するものとする。

（委託期間）

第３条　委託期間は、平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　日までとする。

（委託料）

第４条　甲は、委託業務に対する委託料として金　　円を乙に払うものとする。

〔　甲は、委託業務に対する委託料として金　　円を（うち消費税及び地方消費税の額金　　円）を乙に支払うものとする。〕

（注）　〔　〕書きの部分は、乙が課税事業者である場合に使用する。

第５条　契約保証金は、金　　円とする。

［契約保証金は、免除する。］

（注）　〔　〕書きの部分は、契約保証金を免除する場合に使用する。

（権利義務の譲渡等）

第６条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第７条　乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務担当員）

第８条　甲は、乙の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、乙に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

（業務処理責任者）

第９条　乙は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、甲に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も、同様とする。

（業務処理責任者の変更請求等）

第10条　甲は、業務責任者が、委託業務の処理上著しく不適当と認められるときは、その

理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。

2　乙は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

（業務内容の変更等）

第11条　甲は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し書面により通知するものとし、委託料の額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2　前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における甲の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（著作権等の取扱い）

第12条　乙は、委託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、甲に移転しなければならない。

（調査等）

第13条　甲は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

（完了検査等）

第14条　乙は、委託業務を完了したときは、速やかに、当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書及び成果品を甲に提出しなければならない。

2　甲は、前項の規定により提出された成果品について、その提出の日から起算して10日以内に検査を行い、その結果を乙に通知するものとする。

3　乙は、成果品が前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを補正しなければならない。この場合においては、補正の完了を委託業務の完了とみなし、前２項の規定を適用する。

4　成果品の引渡しは、前２項による甲の合格の通知を発した日をもって完了したものとする。

（委託料の請求及び支払）

第15条　乙は、成果品の引渡しが完了したときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

2　甲は、前項の適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

3　委託料の支払場所は、北海道会計管理者（　　出納員）の勤務の場所とする。

（前金払）

第16条　乙は、委託料の額の10分の３に相当する額の範囲内で委託料の前金払を請求することができる。

2　甲は、前項の請求を受けたときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払うものとする。

3　委託業務の内容の変更その他の理由により著しく委託料を増額した場合において、乙は、その増額後の委託料の額の10分の３に相当する額から前金払を控除して得た額に相

当する額の範囲内で前金払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4　委託業務の内容の変更その他の理由により委託料を減額した場合において、前払金額が減額後の委託料の額の10分の４に相当する額を超えるときは、乙は、その減額のあった日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況等からみて著しく不適当であると認められるときは、甲乙協議して返還額を定めるものとする。

5　甲は、乙が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、当該期間の満了の日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未返還額につき年3.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を乙に請求することができる。

（前払金の使用）

第17条　乙は、前条の規定により支払を受けた前払金を委託業務の処理に必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（かし担保）

第18条　成果品にかしがあるときは、甲は、乙に対し相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

2　前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第14条第４項の規定による引渡しの日から〇年以内にこれを行わなければならない。

（注）　〇年については、通常は１年とすること。ただし、特別の事情があるときは１年を超えることができる。

（履行遅滞）

第19条　乙は、委託期間内に委託業務を完了することができない場合において、期間後担当の期間内に完了する見込みのあるときは、甲に対し、その理由を付した書面により委託期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、甲乙協議の上書面をもって定めるものとする。

2　前項の場合において、その理由が乙の責めに帰すべきものであるときは、乙は、延長前の委託期間の満了の日の翌日から委託業務の完了の日までの日数に応じ、委託料の額につき年3.7パーセントの割合で計算して得た額の違約金を甲に支払わなければならない。

3　甲は、その責めに帰すべき理由により第15条第２項の委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年3.7パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

（検査の遅延）

第20条　甲が、その責めに帰すべき理由により第14条第２項の期間内に検査しないときは、その期限の翌日から検査をした日までの日数は、第15条第２項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとし、また、その遅延期間が約定期間の日数を超える場合は約定期間は満了したものとみなし、その超過日数に応じ、前条第３項の規定を適用するものとする。

（甲の解除権）

第21条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1)　その責めに帰すべき理由により委託期間内又は委託期間後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2)　その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

(3)　第23条第１項各号に規定する理由によらないで契約解除の申出をしたとき。

２　前項の規定により契約を解除した場合において、第16条の規定に基づく前払金があるときは、乙は、前払金に利息を付して甲の指定する期限までに返還しなければならない。この場合において、利息の額は、当該前払金について、その支払の日から返還の日までの日数に応じ、年3.7パーセントの割合で計算して得た額とする。

３　第１項の規定により契約が解除されたときは、この契約に関し乙が納付した契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供した担保を含む。）は、甲に帰属する。

〔　第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託料の額の100分の10に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。〕

（注）　〔　〕書きの部分は、契約保証金を免除する場合に使用する。

第21条の２　甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1)　乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条第１項に規定する排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が同条第７項又は独占禁止法第５２条第５項の規定により確定したとき。

(2)　乙が、独占禁止法第５０条第１項に規定する課徴金の納付命令を受け、かつ、当該納付命令が同条第５項又は独占禁止法第５２条第５項の規定により確定したとき。

(3)　乙が、独占禁止法第６６条に規定する審決（同条第３項の規定による原処分の全部を取り消す審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第７７条第１項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(4)　乙が独占禁止法第７７条第１項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(5)　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第８９条第１項、第９０条若しくは第９５条（独占禁止法第８９条第１項又は第９０条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の３若しくは第１９８条に規定する刑が確定したとき。

第22条　甲は、委託業務が完了するまでの間は、第21条第１項及び前条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、甲が賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

３　第16条の規定に基づく前払金があるときは、前項の規定に基づき賠償すべき額と前払金額とを差引精算するものとし、前払金に残額があるときは、乙は、その残額を甲の指定する期限までに返還しなければならない。

（乙の解除権）

第23条　乙は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、この契約を解除することができる

(1)　第11条第１項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託料の額が３分の２以上減少することとなるとき。

(2)　第11条第１項の規定による委託業務の一時中止の期間が委託期間の２分の１に相当する日数（委託期間の２分の１に相当する日数が30日を超えるときは30日）を超えることとなるとき。ただし、中止が委託業務の一部であるときは、その一部を除いた他の部分に係る業務が完了した後、30日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3)　甲が、契約に違反し、その違反により委託業務の処理が不可能となったとき。

２　前条第２項及び第３項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合について準用する。

（損害賠償）

第24条　乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理により関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

２　前項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

３　乙は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

第24条の２　乙は、この契約に関して、第21条の２各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料の額の10分の２に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第１号、第３号及び第４号に掲げる場合において、排除措置命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

２　甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料の額の10分の２に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

３　前２項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

（相殺）

第25条　甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約保証金返還請求権、委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

（秘密の保持）

第26条　乙は、委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

２　乙は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

（管轄裁判所）

第27条　この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（契約に定めのない事項）

第28条　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

甲　北　海　道

北海道立林産試験場長　浅井　定美　印

住　所

乙　氏　名　　印

「高性能・新機能を有する木材人工乾燥装置の設計・製作」業務処理要領

１　目的

この要領は、北海道（以下「甲」という。）が　　（以下「乙」という。）に委託する「高性能・新機能を有する木材人工乾燥装置の設計・製作」を、円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

２　業務内容

カラマツ・トドマツ等道産人工林材の建築用材利用を促進することを目的として，高品質な乾燥製材を低コストで生産可能とする適正乾燥方法を検討するため，従来の普及型装置と比較し高性能・新機能を有する乾燥装置を設計・製作する。

３　業務実施方法

設計および製作に際しては，次の基本仕様ならびに附帯業務・特記事項を考慮する。

◎　基本仕様

（ア）全般について

1)　120㎜角×長さ3,700㎜の製材を約5ｍ^{3}収容できること
2)　使用温度範囲は外気温～130℃以上とすること
3)　廃熱利用式の省エネルギー装置を装備すること
4)　遠隔にて制御できるハード（デックシステム社製）を装備すること
5)　高周波印加装置（収容材積5ｍ^{3}用）に対応した設計・仕様であること
6)　灯油ボイラーと木質バイオマスボイラーの併用に対応した設計・仕様であること

（イ）人工乾燥装置の設計・製作

1)　乾燥装置駆体　2)　送風装置　3)　加熱装置　4)　加湿装置　5)　換気装置
6)　測温・測湿装置　7)　搬出入装置関連　8)　制御装置　9)　計測システム
10)　蒸気発生装置　11)　付属品

◎　附帯業務

（ア）　設置場所

1)　設置場所は，乾燥試験室内に既設の鉄筋コンクリート製乾燥装置（大きさ：幅3×長さ9×高さ4ｍ）設置場所及び幅方向に約3ｍ延長した屋内エリアとすること（別添：平面略図）

（イ）　附帯作業

1)　既設の鉄筋コンクリート製乾燥装置を解体し，その隣接壁の復旧，電気設備・機械設備等を撤去すること
2)　解体する既設装置に付属の制御システム用コントローラを取り外し，乾燥試験室内に既設の他の乾燥装置に付け替えること
3)　既設装置解体後，製作装置で再利用可能な天井部吸排気口を利用し，利用しない

吸排気口は塞ぐこと

4) 桟積み等作業スペースは屋外とし，桟積み材の装置への搬入・搬出が容易であること

5) 装置据え付けに付随する諸作業（電気・給水・排水・給油・据付）を含めること

◎特記事項

1) 実際に試験を行った段階で、装置作動に不具合があった場合、設置後1年以内においては無償で納入業者が速やかに対応すること

2) 公的機関への許可申請等が必要な場合には、その必要申請書類の作成は納入業者が行うこと

3) 完成図書は、工事着工前までに図面、仕様書、各機器類取扱説明書を提出のこと

4) 据付工事完了後、据付工事完了届出書及び総合取扱説明書を提出のこと

5) 試運転調整後、工事完工届出書及び試運転調整完了報告書を提出のこと

6) 記録計備品として、記録用紙及びインクを1年分装備すること

7) 試運転調整時用ボイラーの薬品、軟水器用再生塩は、納入業者が用意すること

4　委託期間

契約締結日から平成２１年３月２４日までとする。

5　委託料の請求

契約書１５条第１項に基づく委託料の請求は、全ての成果品の引き渡しが完了したときとする。

6　その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ、甲と乙が協議して定めるものとする。